

さいたま市告示第 302 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

平成29年3月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ浦和美園店

所在地 さいたま市緑区美園一丁目12番地1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ケーズホールディングス

代表者氏名 代表取締役 遠藤 裕之

住所 茨城県水戸市柳町一丁目13番20号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ケーズデンキ浦和美園店

（変更後）ケーズデンキ浦和美園店

イ 大規模小売店舗の所在地

（変更前）さいたま都市計画事業浦和東部第二特定土地区画整理事業33街区1、3～18画地

（変更後）さいたま市緑区美園一丁目12番地1

(4) 変更の年月日

ア 平成28年12月1日

イ 平成29年2月18日

(5) 変更する理由

ア 店舗の名称を正式に決め、営業を開始したため

イ 町名地番変更により、所在地の変更があったため

2 届出年月日

平成29年2月24日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

平成29年3月1日から平成29年7月3日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1966

(2) 浦和区役所区民生活部総務課地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)6179

FAX 048(829)6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

平成29年3月1日から平成29年7月3日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966